

社会福祉法人まつのみ福祉会

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等支給規程

(制定の趣旨)

第1条 この規程は、法令及び定款の規定に基づき、社会福祉法人まつのみ福祉会（以下「この法人」という。）が支給する理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の額、評議員及び役員に対する報酬等の支給の基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(支給の基本)

第2条 評議員会及び理事会に出席した評議員又は役員に対し、その報酬として、1日当たり7,000円を支給する。

2 評議員会及び理事会出席に伴う交通費は、支給しないものとする。ただし、この法人がやむを得ないと認めた場合は、その実費を支給することができる。

3 前2項の報酬等は、毎月1日から末日までを計算期間とし、当月末日をもって締め切り、当月の分を翌月の25日までに支給する。

(支給の方法)

第3条 報酬等は、評議員又は役員が指定する本人名義の銀行等の預貯金口座に振り込む方法で支給する。ただし、次条に規定する場合を除く。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(特別な支給)

第4条 評議員又は役員が、次のいずれかに該当し、この規程の定めによる報酬等の請求があった場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、その都度支給することができる。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 本人が退任したとき又は解任されたとき。

(3) その他、この法人がやむを得ないと認めたとき。

(評議員に対する報酬等の総額)

第5条 評議員に対する報酬等は、定款第8条の規定に基づき、この規程の定めに従って算定した額を該当者に支給し、各年度の評議員に対する支給の総額が50万円を超えることができない。

(役員に対する報酬等の総額)

第6条 役員に対する報酬等は、定款第22条の規定に基づき、この規程の定めに従って算定した額を該当者に支給し、各年度の役員に対する支給の総額が200万円を超える

ことができない。ただし、この支給の総額には、この法人の職員を兼ねる理事の給与等を含めない。

(会議出席以外の報酬等の支給)

第7条 評議員又は役員が、評議員会及び理事会以外の日において、この法人又は施設の運営のため、必要な業務にあたった場合は、次に定める報酬を支給することができる。ただし、その対象の業務については、理事長の指示又は確認したものに限る。

(1) 評議員及び理事に対する業務に関する報酬として、1日当たり7,000円

(2) 監事に対する業務に関する報酬として、1日当たり7,000円

2 前項の場合で、松原市以外の場所で業務にあたったときは、報酬のほか、必要に応じて、交通費、食費、宿泊費の実費を支給することができる。

3 前項の交通費等は、請求により、概算した額を事前に支給し、業務終了後精算することができる。

(業務の報告)

第8条 前条に規定する場合は、業務に当たった評議員又は役員が、その結果について理事長に報告するものとする。ただし、理事長が業務に当たった場合は、次の理事会に報告するものとする。

(理事長に対する報酬等の支給)

第9条 理事長に対する報酬として、1年当たり100万円を支給する。

2 前項の金額は、第6条に規定する役員に対する報酬等の支給の総額に含める。

3 理事長には、報酬等の支給に関し、第2条の規定は適用しない。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(規定外の報酬等の不支給)

第10条 評議員及び役員に対し、名目にかかわらず、この規程に定めるほか何らの報酬等を支給することはできない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

2 この規程は、令和2年7月1日から施行する。